資　　料

産Ｒ8.9.25

関係人口の創出・拡大施策の実施（ふるさと住民登録制度の活用）について

１．経緯

・国において、地域に継続的に関わる方々を登録するとともに、地域の担い手確保や地域経済の活性化等に繋げる仕組みとして「ふるさと住民登録制度」を創設し、令和９年度より開始されることとなった。

２．制度概要 別紙

（１）目的

・国が提供するアプリへの登録を通じて、自治体等が、関係人口の規模や地域との関係性を把握できるようにする。

・地域におけるボランティア活動等の担い手活動（※）への参加を通じて、登録者が地域との関わりを深められるようにする。

※担い手活動：自治体が指定する「担い手不足への対応」を目的とした公共的な活動（イベント企画運営、農業ボランティア、清掃活動等）

（２）登録の区分

・登録を希望する者は、次のいずれかに登録する。

①ベーシック登録

アプリから関心のある自治体を選択し、誰でも登録できる。

②プレミアム登録

年３回以上、自治体が指定する担い手活動を実施することで登録できる。

	①ベーシック登録	②プレミアム登録
登録者のメリット	・関心のある地域の情報入手 ・担い手活動を通じた魅力体感	（同左） ・サポート施策（※）の利用
自治体のメリット	・地域情報の発信による登録者との関係性の深化 ・地域活動における人手不足の軽減	
その他	・市民の登録も可能 ・登録自治体数に制限なし	・登録は最大３自治体まで ・マイナンバーカードによる本人確認が必要

※サポート施策：プレミアム登録者の円滑な活動を促進するため、自治体等が提供する支援策

（３）ふるさと住民コーディネーター

・制度の円滑な運用のため、次の業務を担うコーディネーターの設置が可能。

①地域との対話を通じた困りごとの把握や登録者からの相談対応。

②担い手活動の企画運営やサポート施策の掘り起こし。

③地域の魅力や担い手活動等の情報発信、登録内容の確認等の各種事務。

（４）地方財政措置

・本制度の実施に要する経費を対象とした特別交付税措置あり。

３．取り組み方針

・関係人口の創出・拡大のために「ふるさと住民登録制度」を活用する。

・当市に関わりを持つ方々の地域活動等への参加を促すことで、当市への愛着や地域との繋がりなどの関係性の深化を図る。

・自然、文化、地域産業といった多様性を活かし、地域・季節等のバランスに配慮した担い手活動を指定する。

・当市の強みである多くの旅行者やふるさと納税の寄附者、高山市出身者に向けた情報発信により、プレミアム登録を促進する。

・サポート施策として、市有施設が住民並みの負担で利用できる仕組みの検討や、民間団体による取り組みの掘り起こしを行う。

・制度の円滑な運用のため、令和８年度内（予定）に若干名の「ふるさと住民コーディネーター」を設置する。

・高山市公式ファンクラブ「飛騨高山めでたの会」については、施策目的が重複することから解散し、会員の「ふるさと住民登録制度」への登録を促す。

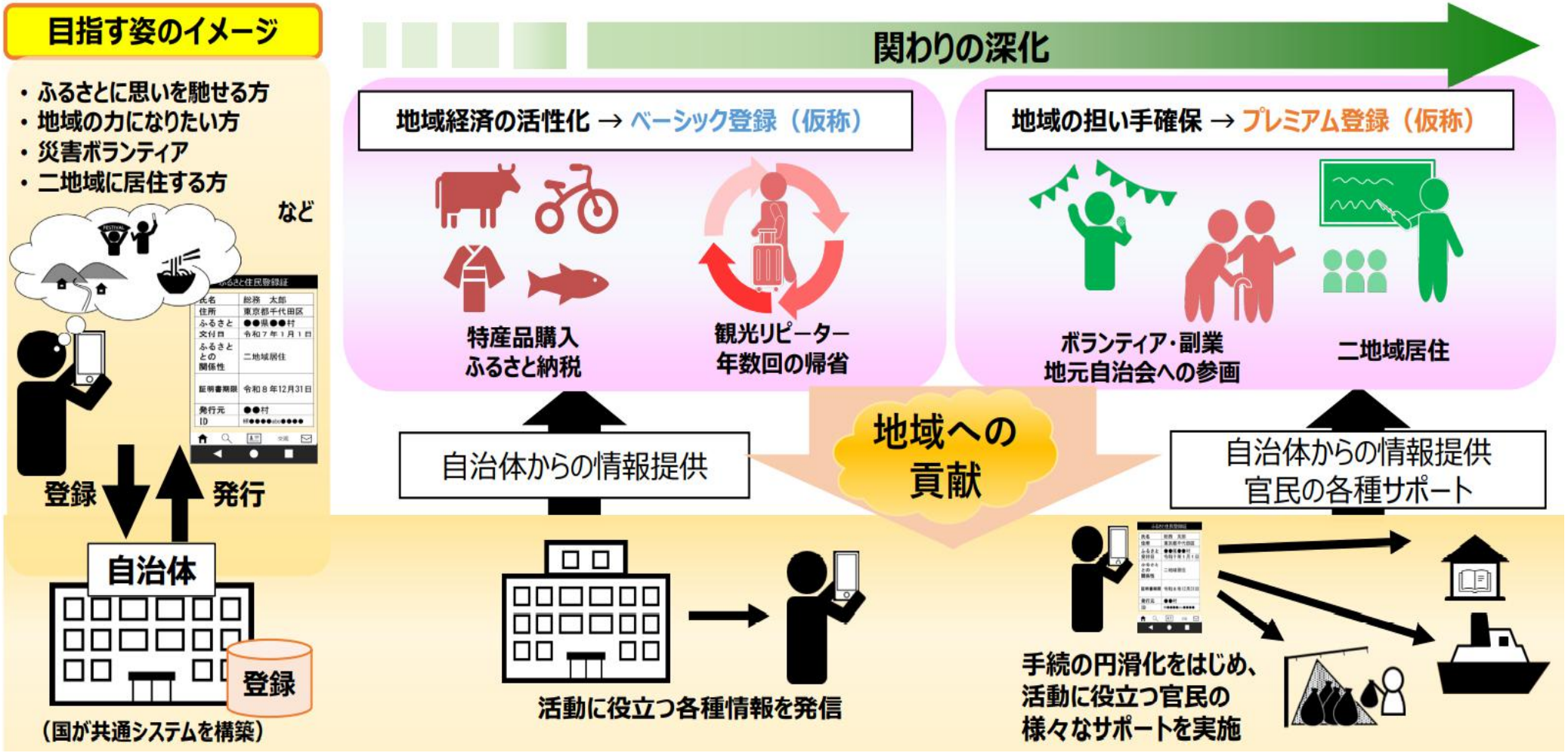
４．スケジュール

令和８年１０月～　ふるさと住民登録制度への参加申込（システム利用申請）
ふるさと住民コーディネーターの設置
担い手活動の掘り起こし等

令和９年　４月　　ふるさと住民登録制度開始

別紙

ふるさと住民登録制度イメージ



出典：総務省「令和７年度補正予算及び基本的な制度設計（令和８年７月時点）」抜粋